

重要事項説明書

(契約概要・注意喚起情報のご説明)

引受保険会社からの重要なお知らせですので、必ずご一読ください。

《【活動型】【24時間型】共通のご確認事項》

団体保険にご加入いただくお客様へ(必ずお読みください。)

契約概要・注意喚起情報のご説明

- 本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております保険約款によりますが、ご不明点等につきましてはパンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。なお、主な保険約款については東京海上日動(以下、弊社といいます。)ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/yakkan.html)にも掲載しておりますので、必要に応じてご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに約款を掲載していない商品もあります。詳しくはパンフレット記載の問い合わせ先までお問い合わせください。)
- 契約概要はご加入いただく保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
- 注意喚起情報はご加入いただく保険のお申込みをいただくに際して、お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。

※パンフレット等加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。

契約概要のご説明

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

●商品の仕組み

この保険は、公益財団法人全国老人クラブ連合会(以下、団体)をご契約者とし、団体の構成員等を被保険者(保険の対象となる方)とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。この保険の名称、契約者となる団体やご加入いただける被保険者の範囲等につきましては、パンフレット等をご参照ください。

●補償の内容・保険期間(保険のご契約期間)

①保険金をお支払いする主な場合、お支払いする保険金、②保険金をお支払いしない主な場合、③保険期間などにつきましては、パンフレット等をご参照ください。

●引受条件(保険金額等)

この保険での引受条件(保険金等)は予め定められたご契約タイプの中からお選びいただくこととなります。ご契約の種類についての詳細はパンフレット等をご参照ください。

2. 掛金(保険料)・払込方法 掛金はご加入いただくご契約の種類などによって決定されます。掛金・払込方法については、パンフレット等をご参照ください。

3. 満期返れい金・契約者配当金 この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

注意喚起情報のご説明

1. ご加入時における注意事項(加入申込書の記載上の注意事項等)

- ①保険制度は多数の人々が掛金を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから保険金等のお支払いが発生するリスクが高い方などが無条件にご加入されますと掛金負担の公平性が保たれません。
- ②このためご加入時には、告知義務(ご加入時に代理店または弊社に重要な事項を申し出ていただく義務)があります(弊社代理店は弊社に代わって告知を受領することができます)。告知義務の内容等については、《【24時間型】総合生活保険(傷害補償)にご加入いただく皆様へ》をご確認ください。
- ③もし、故意または重大な過失によって、告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、申込日から5年以内であれば、弊社は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。
- ④ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係がない場合は、保険金お支払いの対象となります。
- ⑤なお、ご加入を解除させていただいた場合以外にもご契約の締結状況により保険金をお支払いできないことがあります。
- ⑥加入申込書は保険契約申込書の一部を成します。
加入される方(団体の構成員)の氏名(カタカナシメイ)についても併せてご確認いただきますようお願いいたします。
- ⑦ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

2. ご加入後における留意事項(通知義務等)

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。

ご加入内容変更をいただいでから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載の問い合わせ先の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

3. 保険の対象となる方からのお申出による解約

保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明させていただきますようお願い申し上げます。

4. 満期を迎えるとき

●保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合

- ①保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。
- ②弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

●更新後契約の保険料

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

●保険金請求忘れのご確認

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

●更新申込書記載の内容

更新申込書に記載しているご加入者(団体の構成員)の氏名(カタカナ)等について確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせさせていただきますようお願いいたします。

●ご加入内容を変更されている場合

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新申込書には反映されていない可能性があります。

5. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当する場合や、詐欺の行為があったと認められた場合、保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合には、弊社にご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

6. 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、「ケガ(傷害事故)の届出用紙」を速やかに郵送ください。
- 保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
- ケガを被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガの程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等(弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。)
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
 - ・交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明書等の事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類または証拠
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。
 - *法律上の配偶者に限ります。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、弊社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は弊社に移転します。

7. 個人情報の取扱い

- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
 - ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④再保険契約の締結、継続・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 - ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること
 詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

8. 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
1年以内	原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

9. その他ご加入に関するご注意事項

- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。

10. 共同保険について

ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、右表をご参照ください。

また、引受保険会社ごとの引受割合については、パンフレット記載の問い合わせ先までお問い合わせください。

引受保険会社
東京海上日動火災保険株式会社
損害保険ジャパン株式会社
三井住友海上火災保険株式会社

《【活動型】老人クラブ団体傷害保険特約付帯傷害保険にご加入いただく皆様へ》

注意喚起情報のご説明

●ご加入後における留意事項(通知義務等)

現在のご加入を解約・減額されたときの返戻金はありません。

《[24時間型]総合生活保険(傷害補償)にご加入いただく皆様へ》

注意喚起情報のご説明

1. ご加入時における注意事項(加入者名簿の記載上の注意事項等)

申込書に☆のマークが付された「職種別」は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(弊社の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

☆:告知事項かつ通知事項 **総合生活保険(傷害補償)** 職種別を判別する職業・職務が告知事項かつ通知事項(☆)となります。

・告知事項:ご加入時に職業・職務を告知ください。

・通知事項:下記「2.ご加入後における留意事項(通知義務等)」をご参照ください。

2. ご加入後における留意事項(通知義務等)

加入申込書に☆のマークが付された「職種別」(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。通知事項は、職業・職務等(新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます)となります。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。

3. 補償の重複に関するご注意

個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください*2。

*1 総合生活保険(傷害補償、個人賠償責任補償)以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4. 解約される時

ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

・ご加入内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。

・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。

・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。

*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

5. 事故が起きたとき

・傷害保険24時間型個人賠償責任補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず弊社とご相談いただきながらご対応ください。

・傷害保険24時間型個人賠償責任補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。

1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
3. 保険の対象となる方の指図に基づき、弊社から相手方に対して直接保険金を支払う場合

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

《(活動型)[24時間型]共通》

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることを「パンフレット」「重要事項説明書」でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

保険金をお支払いする主な場合 保険金額(ご契約金額) 保険期間(保険のご契約期間) 掛金・掛金払込方法 保険の対象となる方

申込書の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、申込書を訂正してください。

また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

2. ご加入いただく商品に応じてご確認ください事項(【24時間型】にご加入いただく方のみ)

確認事項 老人クラブ活動中以外の日常生活のケガも補償する「24時間型(年間掛金12,000円、8,000円、5,000円、3,500円)」の掛金ならびに保険金額は職種別Aとなります。職種別Bの方は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

加入者名簿の「職種別」欄は正しく記載されていますか?(加入者名簿には、既に「A」と記載済みです。)

(*)各区分(AまたはB)に該当する職業例は下記のとおりです。

○職種別Aに該当する方:「無職」、「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種別Bに該当しない方

○職種別Bに該当する方:「自動車運転者」(バス、タクシー、トラック等の営業車両(助手を含む))、「建設作業員」、「農林業作業員」、「漁業作業員」、「採鉱・採石作業員」、「木・竹・草・つるの製品製造作業員」(以上、6職種)

3. 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容についてご確認くださいましたか?

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「【24時間型】3.補償の重複に関するご注意」についてご確認ください。

東京海上日動安心110番(事故受付センター)のご連絡先は、後記をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社 保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(http://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808

通話料
有料

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間: 平日午前9時15分~午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「特殊な団体傷害保険普通保険約款および特約」「総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、弊社ホームページでご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

東京海上日動安心110番
(事故受付センター)

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも
「東京海上日動安心110番」へ



0120-720-110

受付時間: 24時間365日

東京海上日動火災保険株式会社

事故・補償に関するお問い合わせ先 東京海上日動火災保険(株) 都道府県担当窓口一覧 (2020年4月現在)

都道府県	担当課	郵便番号	住 所	TEL(外線)
北海道	北海道損害サービス部・火災新種損害サービス課	060-8531	札幌市中央区大通西3-7 北洋大通センター	011-271-7346
青森・岩手・宮城 秋田・山形・福島	東北損害サービス部・火災新種損害サービス課・東北火新コーナー	980-8781	仙台市青葉区中央2-8-16 仙台東京海上日動ビル6F	022-225-5095
千葉・茨城	関東東損害サービス部・火災新種損害サービス課・千葉火新コーナー	261-7113	千葉市美浜区中瀬2-6-1 WBGマリブイースト棟13F	043-299-5363
埼玉	埼玉損害サービス部・火災新種損害サービスチーム・さいたま火新コーナー	330-9515	さいたま市大宮区桜木町1-10-17 (シーノ大宮サウスウィング12F)	048-650-8441
栃木・群馬・新潟・長野	北関東・信越損害サービス部・火災新種損害サービス課・北関東火新コーナー			048-650-8550
東京	本店損害サービス二部・傷害保険損害サービス室・傷害第二チーム・東京火新第二コーナー	105-8760	東京都港区西新橋3-9-4 虎ノ門東京海上日動ビルディング6F	03-6632-0640
山梨	本店損害サービス二部・傷害保険損害サービス室・傷害第一チーム・東京火新第一コーナー	105-8760	東京都港区西新橋3-9-4 虎ノ門東京海上日動ビルディング5F	03-6632-0482
神奈川	神奈川損害サービス部・火災新種損害サービス課	220-8565	横浜市西区みなとみらい3-6-4 (みなとみらいビジネススクエア4F)	045-224-3600
静岡	静岡損害サービス部・火災新種損害サービスチーム	420-8585	静岡市葵区紺屋町17番地1 葵タワービル10階	054-254-4370
富山・石川・福井	北陸損害サービス部・火災新種損害サービス	920-8536	金沢市広岡3-1-1 (金沢パークビル7F)	076-233-7065
岐阜・愛知・三重	名古屋損害サービス第一部・火災新種損害サービス第二課・名古屋火新コーナー	460-8541	名古屋市中区丸の内2-20-19 名古屋東京海上日動ビル7階	052-201-9651
滋賀・京都	京滋損害サービス部・火災新種損害サービス課	600-8570	京都市下京区四条通麩屋町西入ル立売東町22(東京海上日動ビル5F)	075-241-1312
大阪・奈良・和歌山	関西損害サービス第一部・火災新種損害サービス第二課	541-8790	大阪市中央区高麗橋3-5-12(淀屋橋東京海上日動ビル9F)	06-6203-0681
兵庫	神戸損害サービス部・火災新種損害サービス課・神戸火新コーナー	650-8790	神戸市中央区海岸通7 第二神港ビル4F	078-333-7120
広島・山口・島根(大田市以西) 島根(出雲市以东)・岡山・鳥取	中国損害サービス部・火災新種損害サービス室	730-8790	広島市中区八丁堀3-33 広島ビジネスタワー8F	082-511-9392
徳島・香川・愛媛・高知	四国損害サービス部・火災新種損害サービス課	760-8927	高松市古新町3-1 東明ビル8F	087-822-7523
福岡・北九州・長崎 佐賀・沖縄	九州損害サービス第一部・火災新種損害サービス課・福岡火新コーナー	812-8705	福岡市博多区綱場町3-3(福岡東京海上日動ビル6F)	092-281-8270
熊本・大分・宮崎・鹿児島	九州損害サービス第二部・火災新種損害サービス課・熊本火新コーナー	862-0975	熊本県熊本市中央区新屋敷1-14-35(熊本東京海上日動ビル)	096-372-6461